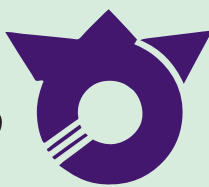


No.234
2017.12



広報

おみい友

■発行と編集／徳島県板野郡上板町役場 上板町広報編集委員会 TEL(088)694-6824 平成29年12月1日発行



主な目次

上板町長就任あいさつ	2	とくしま上板熱中小学校	11
平成30年上板町成人式のご案内	3	ごみ処理経費等について	12
平成30年度さくら保育所入所申し込み受付	4	町営住宅入居者募集	13
上板町文化センター移転のお知らせ	7	お願い献血	15
第64回徳島駅伝大会に関する応援者様へのお願い ..	10	上板町防災行政無線戸別受信機の更新について ..	20

上板町長就任あいさつ

上板町長 松田卓男



た。これからは議会議員での経験を生かし、町民福祉の向上のために、決意を新たに邁進して参ります。さて、これからの上板町政を運営するにあたっては、多くの課題があり前途多難ではありますが、職員とともに知恵を出し合い、ひとつひとつ誠意を持って課題解決に取り組み、あらゆる世代の町民の皆様が「住んでよかった」と思えるまちづくりを目指したいと考えております。

そのために、

- 一 子育て支援・若者の定住促進
- 二 高齢者福祉・社会福祉サービスの充実
- 三 地域資源の活性化と魅力発信
- 四 災害への万全な備えで安全安心の町づくり
- 五 財政健全化、町民に開かれた町政

これらの政策を実現するためには、町民皆様との対話が重要です。町内各地の方々からいただいた大切な声を受け止め、あらゆる世代の方々幸せを感じることができる上板町をつくるのが私に与えられた使命であると思っております。

「挑戦、実行、実現」を旗印として、謙虚でかつ大胆な町政運営に取り組み、「全国に誇れる上板町」、「小さくてもキラリと光る上板町」を目指して参りますので、町民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

このたびの町長選挙におきまして、町民の皆様をはじめ、各方面の方々からの温かいご支援とご厚情を賜り、第八代上板町長として町政を担当させていただきますこととなりました。このことは、私にとりまして誠に光栄であり、大きな喜びとともに、改めてその責任の重大さを痛感いたしました。

これまで町議会議長を務めさせていただき、町の発展へと微力を尽くして参りました。その間町民皆様にはご支援ご協力を賜り大変お世話になりました。

教育長就任挨拶

教育長 瀬尾裕之



本年十一月の臨時議会におきましてご同意いただき、十一月十五日付けで町長から教育長を拝命いたしました、瀬尾裕之です。

本町におきましても、新教育委員会制度に移行いたしました。これからの教育委員会の長としての重責に、身の引き締まる思いです。

今後は、上板町教育基本方針と合わせて上板町教育大綱の目標に近づけることを町行政と共に力を注いでいかなければならないと考えております。

教育は未来への礎であります。上板町の子どもたちが自らの力で未来を切り拓いて行けるよう、子どもたちの健やかな成長を地域で見守り、支えていくことは、私たち大人に課せられた大きな使命であります。

また、生涯学習にあつては、地元根差した豊かな文化やスポーツの振興に努めてまいります。

子どもたちが学び、子どもたちを育むふるさとが心のオアシスとなり、未来をたくましく生き抜く知恵や豊かな心と体を育む源泉となることを願って、学校・家庭・地域が一体となって教育行政を推進してまいりますので、皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

議長就任あいさつ

議長 吉 岡 薫



平成二十九年第二回臨時会において、議長に就任させていただくことになりました。身に余る光栄であると同時に、責任の重大さを痛感いたしておる次第でございます。

議会の円滑な運営はもとより、一生懸命上板町の活性化と、住民福祉の充実に努力いたす所存でございますので、尚一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任のごあいさついたします。

上板町議会だより

◎平成二十九年第二回臨時会の概要

第二回臨時会が十一月十五日に開かれました。

議長、産業建設常任委員会の補欠委員、一部事務組合議会等議員の補欠委員がそれぞれ決定しました。町長提出議案のうち一件が同意、一件が可決され、一件が承認されました。

平成三十年

上板町成人式のご案内

1日 時

平成三十年一月二日(火)

●受付 九時三十分～ ●式典 十時～
式典終了後に、出席者全員で記念写真撮影を行います。

2会場

上板町中央公民館
大会議室(上板町役場2階)

3対象者

平成九(一九九七)年四月二日～
平成十(一九九八)年四年一日
生まれの方



※平成二十四年に上板中学校を卒業された方および本年度に上板町に住民票がある対象者の方には案内済みです。

※会場には新成人および招待者以外の方の席はございません。(介助が必要な方の付き添い者を除く)。

人事異動

(十月十九日付退職者)

上板町社会福祉協議会派遣

主 任 多 田 喜 子

※再任用



平成三十年度上板町臨時・嘱託職員の登録者を募集

上板町において臨時・嘱託職員が必要な場合に、登録者の中から臨時的に採用します。

募集要項は次のとおりです。

■事務補佐員・外務員・衛生作業員・学校校務員等

資 格 運転免許を有する者

■嘱託保育士・幼稚園助教諭・看護師・保健師・調理師・栄養士・管理栄養士等

資 格 各職種当該免許を有する者

■事務補佐員《身体障がい者》

資 格 身体障害者手帳を有する者

(介護者なしに原則一日七時間四十五分、週五日間、計三十八時間四十五分の職務の遂行が可能なる者)

※全職種、任用期日において六十五歳未満の者

◎登録申込み

市販の履歴書を役場総務課へ提出して下さい。

※嘱託保育士・助教諭・看護師・保健師・調理師・栄養士・管理栄養士等免許を必要とする職種については資格証等の写し、事務補佐員《身体障がい者》区分を希望する場合は、身体障害者手帳の写しを添付のこと。

◎申込期間

十二月一日(金)～十二月二十八日(木)

◎採用方法

書類選考及び面接

◎お問い合わせ

上板町役場 総務課 TEL 六九四一六八〇一

★平成二十九年度中に臨時職員等として採用された方も平成三十年度は新たに登録してください。

平成三十年度 さくら保育所入所 申し込み受付



平成三十年度に、さくら保育所へ入所を希望される乳幼児の保護者の方は、入所申し込みをさくら保育所へ提出してください。入所申込書は、さくら保育所または、役場福祉保健課にあります。また、年度途中での入所を希望される方も、この期間中に申込書を提出してください。

保育を希望する場合は、保育を必要とする事由に該当することが必要です。

- ①就労（フルタイム・パートタイム・夜間・居宅内労働など、基本的にすべての労働を含む）
- ②妊娠・出産
- ③保護者の疾病・障害
- ④同居または長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
- ⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業（継続利用が必要である場合）
- ⑩その他、右記に類する状態として市町村が認める場合

※入所対象児

満六ヶ月から三歳児まで
（平成二十六年四月二日以降に生まれたもの）

※受付期間・受付場所

十二月一日～十五日まで
さくら保育所

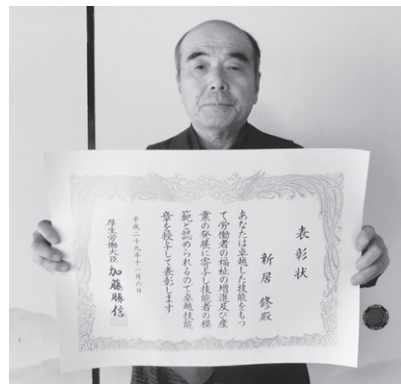
※お問い合わせ先

上板町立さくら保育所
上板町西分字日吉前二〇一
TEL 六九四一八一八〇



現代の名工を受賞

新居 修氏



氏は昭和六十一年から、現在に至るまで、「阿波藍・すくも」の製造に係る伝統技術の習得・継承に研鑽を積み重ねました。その中で幾多の考案、改善により生産効率の向上に貢献するとともに、阿波藍の魅力の発信や後進の指導育成にも尽力されてきたことから昨年度に阿波の名工を受賞されました。これらの功績が認められたことで、この度の栄えある受賞となりました。氏の受賞をたたえ、共に今後ますますのご健勝とご活躍をお祈りいたします。

第七十二回 国民体育大会

九月三十日から十月十日にわたって第七十二回国民体育大会が愛媛県松山市で開催されました。今大会に三好大成さん・多田旺生さんが出場されました。全国という大きな舞台で戦いました。本当にお疲れ様でした。

出場者紹介

- 三好 大成さん（高瀬）
- 種目…柔道
- 多田 旺生さん（七條）
- 種目…ゴルフ(団体)

第十七回 全国障害者スポーツ大会

十月二十八日～十月三十日まで愛媛県の愛媛アクアパレット松山で第十七回全国障害者スポーツ大会が開催されました。上板町から新宮直樹さんと植田雅博さんが水泳の部で出場されました。新宮直樹さんは今大会で銀メダルを（25m自由形）獲得されました。お二人とも次回

新宮直樹さん



回の全国大会出場に向けての選考会にも参加するということです。頑張ってください！

一日行政相談所 開設予定日

住民の皆さんから役所の仕事に対する苦情や要望などの相談を受け、必要に応じて関係行政機関にあつせんを行います。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

- 開設日 十二月二十日（水）
- 開設時間 午後一時三十分～午後四時
- 開設場所 上板町老人福祉センター

マイナンバーカード 普及促進キャンペーン！

土日祝日を除く平成二十九年九月四日（月）～十二月二十八日（木）の間、「すだちくん」と「マイナちゃん」がコラボしたシールをプレゼントしています。

対象は、上板町に住民票を有する方で、期間中にマイナンバーカードの申請又は交付を受けられた方、もしくは、上板町に住民票を有する方で、既にマイナンバーカードをお持ちの方（窓口で確認させていただきます）です。

役場住民権課窓口で実施しております。数に限りがありますので、お早めどうぞ！



徳島県マスコット すだちくん
マイナンバーキャラクター マイナちゃん

徳島県と 県内全市町村 からのお知らせ

平成31年度から原則すべての事業主の皆さまに 従業員の個人住民税を特別徴収していただきます。

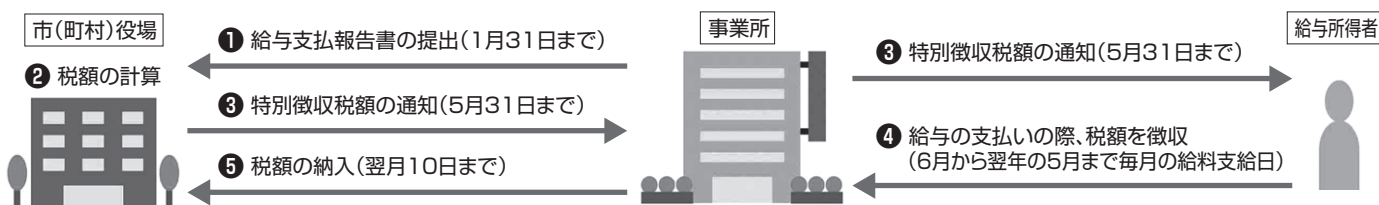
徳島県と県内全市町村は、個人住民税の特別徴収の徹底のため、「徳島県統一基準」に該当する場合を除き、事業主の皆さまに従業員の個人住民税の特別徴収を実施していただきますので、御理解と御協力をお願いいたします。

個人住民税の 特別徴収とは

事業主（給与支払者）が従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税（市町村民税＋県民税）を徴収（給与天引き）し、納入していただく制度です。地方税法第321条の4及び各市町村の条例の規定により、所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、所得税と同様、個人住民税の特別徴収義務があります。

原則、すべての従業員の方が対象となりますので、これまで一部の従業員の方のみ特別徴収をしていた事業所についても、すべての従業員の方が対象となります。

特別徴収制度の仕組み



当面、普通徴収を認める場合（徳島県統一基準）

原則、すべての従業員の方が特別徴収の対象となりますが、次の基準（普Aから普E）のいずれかに該当する場合は、当面、給与支払報告書の提出時に「普通徴収該当理由書」を併せて市町村へ提出することにより、例外的に普通徴収（従業員が市町村から送付される納付書で納付する方法）が認められます。

- 普A 受給者総人員数が2人以下（他市町村分も含め、次の普Bから普Eに該当する者を除いた全受給者数が2人以下）
- 普B 他の事業所で特別徴収をされている方（例：乙欄該当者）
- 普C 給与が少額で、特別徴収税額の引き去りができない方（前年の年間給与支給額が93万円以下）
- 普D 給与の支払が不定期な方（例：給与の支払が毎月でない）
- 普E 退職又は退職予定（5月末日まで）の方

※「徳島県統一基準」は、特別徴収が実施できていない事業主（給与支払者）に対して段階的に特別徴収への完全移行をお願いするために設けた基準であるため、従来から特別徴収を完全実施している事業主（給与支払者）に対して適用するものではありません。

普通徴収該当理由書

普通徴収とする従業員がいる場合は、平成31年度（平成30年分）の給与支払報告書の提出時から「普通徴収該当理由書」の提出が必要となります。（普通徴収該当理由書の様式は県又は各市町村のホームページからダウンロードできます。）

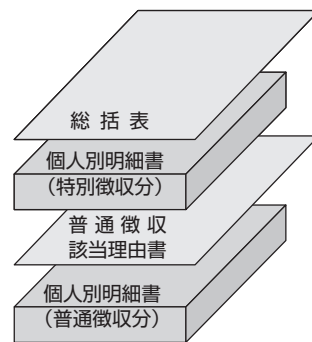
※普通徴収該当理由書の様式は、平成30年度（平成29年分）の給与支払報告書の提出時においてもご利用いただけます。

個人住民税普通徴収該当理由書 兼 仕切紙 見本

市町村名	指定番号
事業所名	
所在地	

略号	普通徴収該当理由（徳島県統一基準）	人数
普A	受給者総人員数が2人以下（他市町村分も含め、次の普Bから普Eに該当する者を除いた全受給者数が2人以下）	人
普B	他の事業所で特別徴収されている方（例：乙欄該当者）	人
普C	給与が少額で、特別徴収税額の引き去りができない方（前年の年間給与支払金額が93万円以下）	人
普D	給与の支払が不定期な方（例：給与の支払が毎月でない）	人
普E	退職又は退職予定（5月末日まで）の方	人
合計		人

給与支払報告書提出時の綴り方



※普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄にも普通徴収に該当する理由の略号（普Aから普E）を記入してください。

※普Bから普Eの複数の該当理由がある従業員の方については、該当理由のいずれか一つに人数を記入してください。

（e L T A X等の電子媒体を御利用の場合は、該当する方の「普通徴収」欄に必ずチェックをしてください。また、摘要欄に該当する略号を入力してください。なお、この場合は、「普通徴収該当理由書」の添付は不要です。）

〈お問い合わせ先〉 上板町役場 税務課 TEL 694-6807

今月の納付期限 どいついて

税務課からのお知らせ

十二月は固定資産税（三期）後期高齢者医療保険料（五期）及び国民健康保険税（六期）の納付月です。

納付期限は十二月二十五日（月曜日）です。

納付期限内にお納めくださいますようお願いいたします。

口座振替の方は、十二月二十五日に引き落としいたしますので、残高のご確認をお願いいたします。

※転出・婚姻等、世帯状況に異動があった場合でも、自動的に解約とはなりませんのでご注意ください。

口座振替

■口座振替の手続き

通帳と通帳届出印を持参し、上板町内取扱金融機関窓口でお申し込み下さい。

■ご利用いただける町税(料)

町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

■取扱金融機関

阿波銀行、徳島銀行、板野郡農協、ゆうちょ銀行

お問い合わせ先

上板町役場 税務課 TEL 六九四一六八〇七

介護保険からのお知らせ

●十二月は介護保険料（第四期分）の納付月です。

納期限は平成三十年一月四日です。納期限内にお納め下さいますようお願いいたします。

口座振替の方は、一月四日に引き落とし致しますので残高の確認をお願いいたします。

被保険者の方に死亡や転出など異動があった場合は福祉保健課で資格喪失の手続が必要です。死亡による喪失の場合は、年金の喪失手続きも忘れず行って下さい。年金手続については、受給年金の各年金保険者へお問い合わせ下さい。

保険料変更に伴う還付のお知らせ通知が届きましたら速やかに福祉保健課で手続きをお願いいたします。

お問い合わせ先

上板町役場 福祉保健課

TEL 六九四一六八一〇



●相談窓口

上板町地域包括支援センターをご利用下さい。

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者のみなさんを介護、福祉、健康等総合的に支えていくための拠点です。介護予防事業のほか、介護に関する相談や悩み以外にも福祉や医療、日常生活に関する相談など気軽に相談下さい。

地域包括支援センター TEL 六九四一五五九七

上板町老人福祉センター TEL 六九四一六一五五

寄せ植え教室 の案内

何かと人が集まる事が多い年末年始を冬のお花でお迎えしましょう

■日時

平成二十九年十二月二十二日 金曜日
十三時三十分から

■場所

馬道会館 TEL 六九四一四八六八
上板町西分字原一八一二

■申し込み締め切り

十二月十九日 火曜日 午後五時まで

■材料代 二、〇〇〇円



予約相談で混雑時間帯でもスムーズにあなたの相談にお答えします。

ご予約の受付は、ご相談希望日の一ヶ月前から前日まで！

ご予約いただくと・・・

① お客様のご都合にあわせて、スムーズに相談できます。

② 相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応します！

③ 予約相談の実施時間帯

八時三十分～十八時（月曜日）
八時三十分～十六時（火～金曜日）
九時三十分～十五時（第二土曜日）

ご予約、お問い合わせは、予約ダイヤルまでお気軽に

徳島北年金事務所

TEL 〇八八―六五五―〇二〇〇

（音声案内1の2）



年金事務所での年金 相談は予約制が便利！

上板町子ども・若者相談支援センター『あい』 からのお知らせです。

子育て相談会『しゃべり・あい』開催について（ご案内）

☆ 日時

毎月第4土曜日(19時～21時)開催
12月23日(土) (19時～21時)
平成30年 1月27日(土) (19時～21時)
2月24日(土) (19時～21時)

☆ 場所

上板町子ども・若者相談支援センター
『あい』：ITセンター2階
〔上板町役場より西へ300メートル
上板町商工会西どなり〕

不登校や引きこもり等、子育ての悩みを抱える家族のための会です。
気軽に参加してみませんか。



相談窓口	連絡先	受付時間(月～金)
相談支援センター「あい」(ITセンター2階) 上板町鍛冶屋原字妙楽寺1番地8	637-6006	9:00～17:00
上板町教育委員会	694-6814	8:30～17:00



上板町文化センター 移転のお知らせ

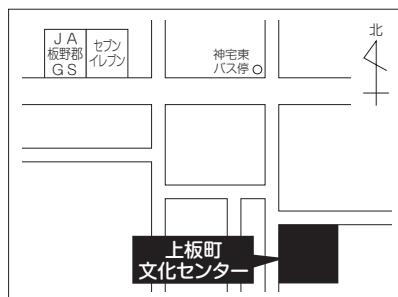
この度、左記の住所に建築中でありました上板町文化センターが完成いたしました。つきましては、左記のとおり業務を移転いたしますので、お知らせいたします。

これを機にさらなる業務の充実を図り、人権の諸問題に取り組んで参りますので、住民皆様方のさらなるご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- ① 名称 上板町文化センター
- ② 所在地 上板町神宅字青木一〇番地一
(旧上板町乳児保育所跡地)
- ③ 電話番号 六九四一三〇二〇
- ④ 業務開始時期 (予定)
平成二十九年十二月二十日 (予定)

※日時については、諸般の事情により変更となる場合があります。



法務省 から

「第六十九回人権週間」及び 人権相談の開催についてお知らせ

みなさん、十二月四日から十二月十日までの一週間は「人権週間」です。

「世界人権宣言」は、基本的人権及び自由を尊重し確保するために、世界の全ての人々と全ての国々々が達成すべき共通の基準として、昭和二十三年（一九四八年）十二月十日の第三回国際連合総会において採択されました。国際連合は、世界人権宣言の採択を記念して、十二月十日を「人権デー」と定め、加盟国に対し、人権擁護活動を推進するための各種行事を実施するよう要請しています。

法務省及び全国人権擁護委員連合会では、「人権デー」を最終日とする一週間を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに、人権尊重思想の普及高揚に努めております。

上板町人権擁護委員、徳島地方法務局及び徳島県人権擁護委員連合会においては、今年度の人権週間の期間中に下記のとおり「特設人権相談所」を開設し、DV、セクハラ、ストーカーなどの女性に関する人権問題や、児童虐待、いじめ、体罰など子どもに関する人権問題、高齢者や障害者に対する差別や虐待などの人権問題、その他家庭や近隣関係のくらしの悩みごと等のご相談をお受けします。相談は無料で、秘密は厳守します。

人権相談所

- 日時 12月4日(月)
午後1時30分～
午後4時まで
- 場所 上板町文化センター
お気軽にご相談ください。

温室効果ガス削減のため、
省エネルギー住宅やビルの建築に必要な経費の一部を補助します！

徳島県ZEH補助金

◆補助対象者◆

県内に住所を有する個人で、補助対象住宅を新築する又は購入する若しくは既築住宅を補助対象住宅に改修する事業を行おうとする者

◆補助対象となる住宅◆

国ZEH補助金（※1）を受ける住宅（本事業と同一年度内に実施される補助を受けるもので、単年度事業に限る。）で、県内に本店等を有するZEHビルダー（※2）が設計、建築等する住宅のうち、国ZEH補助金において蓄電システムの補助を受ける住宅

※1：経済産業省「平成29年度省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業）」

※2：経済産業省が国ZEH補助金（※1）を実施するに際し、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されている事業者

◆補助対象経費及び補助率又は補助額◆

国ZEH補助金における補助対象の住宅の設備等及び蓄電システムに要する経費で、住宅の設備等（設備費、工事費）については10万円とし、蓄電システムに要する補助対象経費（設備費）の1/3又は初期実効容量1kwh当たり3万円のいずれか低い金額を加算した額

◆補助限度額◆

40万円を上限とする。

徳島県ZEB補助金

◆補助対象者◆

県内に本拠を置く法人で、補助対象建築物を建築する事業を行おうとする者

◆補助対象となる建築物◆

国ZEB補助金（※3）（※4）を受ける建築物（本事業と同一年度内に実施される補助を受けるもので、単年度事業に限る。）で、国ZEB補助金において蓄電システムの補助を受ける建築物

※3：経済産業省「平成29年度省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業）」

※4：環境省「平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（業務用施設等における省CO2促進事業）のうちZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業）」

◆補助対象経費及び補助率又は補助額◆

国ZEB補助金における補助対象経費（設計費、設備費、工事費）の1/3

◆補助限度額◆

500万円を上限とする。

申請方法等

■ 公募期間 ■

平成29年9月24日(日)～平成30年1月24日(水)17時 ※郵送又は持参

■ 提出書類 ■

- ①補助金交付申請書(様式第1号)
- ②事業実施計画書(様式第2号)
- ③国ZEH補助金又は国ZEB補助金の交付申請書、実施計画書及びその他関係書類の写し
- ④国ZEH補助金又は国ZEB補助金の執行団体から送付を受けた「交付決定通知書」の写し
- ⑤申請書に押印した印影に係る印鑑証明書
- ⑥納税証明書(都道府県税、消費税及び地方消費税に未納税額がないことを記載したもの)
- ⑦その他参考となる書類

※なお、提出書類は返却しません。

■ 申請部数 ■

各1部

■ 申請先及び問い合わせ先 ■

〒770-8570 徳島市万代町1-1

徳島県 県民環境部 環境首都課 気候変動対策担当

TEL: 088-621-2253 FAX: 088-621-2845

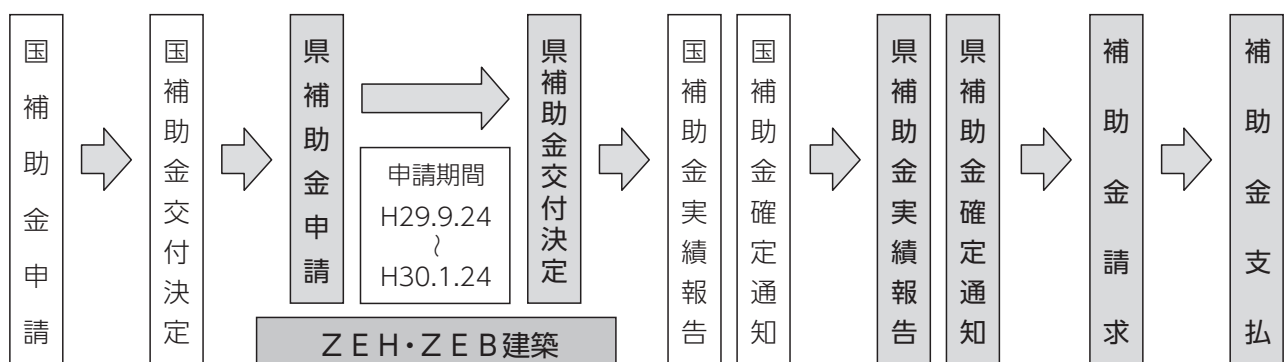
交付決定

- 補助金交付申請書の内容を審査して、適切であると認めるときは、公募期間終了後、補助事業者に決定します。
- 提出された補助金交付申請書に係る補助金の合計が予算総額に達したときは、それぞれの補助事業ごとに蓄電システムの容量の大きいものから優先して補助事業者に決定します。
- 結果については、後日、申請者あてに通知します。

その他留意事項

- 平成30年2月28日(水)又は国ZEH補助金及び国ZEB補助金の補助金確定通知書交付の遅延等のやむを得ない場合は平成30年3月30日(金)までに提出いただき、実績報告書の内容を確認後、交付すべき補助金額を確定し、通知します。
- 当該通知を受けた補助事業者は、補助金請求書に当該通知の写しを添えて補助金を請求していただき、受理後に補助金を支払います。
- 必要に応じて現地調査等を行うことがあります。
- 「脱炭素型設備転換支援事業補助金交付要綱」及び「徳島県補助金交付規則」を必ずご確認ください。

一般的な手続きの流れについて



第六十四回 徳島駅伝大会に 関する応援者様 へのお願ひ

平成三十年一月五日(金)に上板町役場前が徳島駅伝大会の再スタート地点の中継所となっております。

当日は、競技役員・選手関係者で大変駐車場が混雑します。お車で応援にお越し予定の方は、必ず町民体育館跡地の駐車場に駐車してください。また、この件に関するご不明な点等がありましたら左記までご連絡ください。

■お問い合わせ先
上板町教育委員会
TEL 六九四一六八一四



上板の古道観音道ウォーク

十一月十二日(日)に、上板の古道観音道ウォークが開催されました。

開会式には、町長から激励の挨拶をいただき、午前九時に歴史民俗資料館を出発、和泉寺から大山寺にかけての観音道を歩き、道沿いにある観音像や炭焼き窯跡等を見ました。午後からは大山寺を出発し、遍路道を歩いて、資料館に帰りました。当日は、約七十名が参加しました。

山の木々は色づき始め、季節が変わっていく様子がわかり、自然のままの美しさを感じることができました。



歩け歩け大会

十一月五日に町民の皆様の健康増進と国民健康保険事業の円滑な運営を図るため、歩け歩け大会が開催されました。今年度は、上板町観光物産協会との共催記念大会でした。

午前九時三十分上板町役場を出発し、松島千本桜が見どころのさくらコース、前谷橋を渡る台山みはらしコース、また神宅の果樹園など、上板町の自然に触れる約八キロメートルのコースを参加者二十八名が生き生きと歩きました。



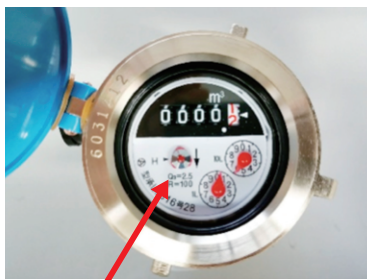
水道課からのお知らせ

宅内漏水にご注意ください!

宅内漏水の見つけ方

次のようにしていただきますと、水漏れがわかります。

- ①家中の蛇口を全て閉めましょう。
- ②メーターボックスのフタを開けてメーターを見ます。
- ③パイロットが回っていたら、宅内のどこかで漏水している可能性があります。



パイロット

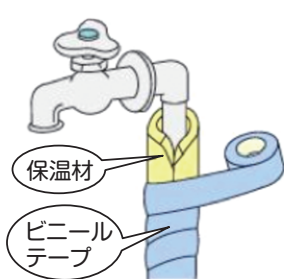
漏水が見つかったときは、個人負担でお近くの水道工事店等に依頼して、修理してください。

■お問い合わせ先 上板町役場 水道課 TEL 六九四一六八一七

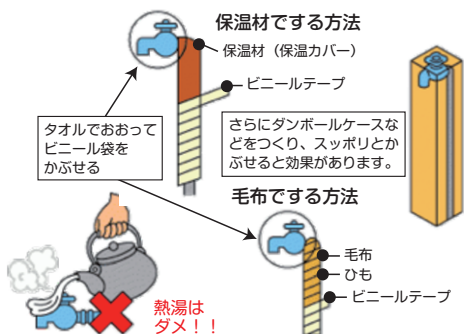
凍結防止について

これからは、寒さが一層厳しくなり、給水栓及び立ち上がり管は、凍結する恐れがあります。

凍結管に熱湯をかけて溶かそうとすると、水道管が急激な温度変化により破損する恐れがありますので、夜間の内に防寒布等で保護し、水道事故を予防しましょう。



保温材
ビニールテープ



とくしま上板熱中小学校 第2期生入学式

とくしま上板熱中小学校第2期生の入学式が、平成29年10月15日(日)に挙行され、80名の方々にご入学いただきました。

丸山校長による第1期生の授業内容を、映像を交えて振りかえった挨拶からはじまり、終始和やかな雰囲気です。自然と笑顔が溢れる入学式となりました。

当日に行われた第1回目の授業は、日本テクノロジーベンチャーパートナーズ代表 村口和孝氏による起業に関するお話でした。生涯一企業に勤める時代が終わり、一人ひとりが自立していく時代へと移りゆく現代で、新しいこと(起業)を始めるにあたっての心構えや、考え方について教えていただきました。



丸山校長による入学式挨拶

チームHAKUTO / 株式会社 ispace 取締役 COO 中村貴裕氏、仲昌宏氏には、チームHAKUTOが月に行くまでの道のり、月に着いてからのミッション(水源探索)、月の資源開拓によって今後の宇宙事業はどのように変わっていくかを、お話いただきました。授業の後半は、月面に見立てたシートを広げ、障害物等を置き、実際に持ってきていただいたローバーを生徒の皆様にご操作していただきましたが、実際に操作してみると、「すごく難しい」との声が多かったように思います。



1限目 日本テクノロジーベンチャーパートナーズ代表 村口和孝氏



2限目 チームHAKUTO/株式会社 ispace 取締役 COO 中村貴裕氏

しかし、月での壮大なプロジェクトに向けた最新機器の操作に皆さん子供に戻ったかのように目を輝かせていました。



実際にローバーを操作している様子

お問い合わせ

とくしま上板熱中小学校事務局(一般社団法人ジャパンプルー上板内)
〒771-1310 上板町泉谷字原東32番地4
TEL 694-7766 FAX 694-7767 ai@necchu-kamiita.com

平成29年度 町内ソフトテニス大会

平成29年度町内ソフトテニス大会が、11月5日(日) ファミリースポーツ公園テニスコートにて開催されました。約50名が参加し、一般・中学生の部に分かれて熱戦が繰り広げられました。

優勝者は以下のとおりです。
(敬称略)



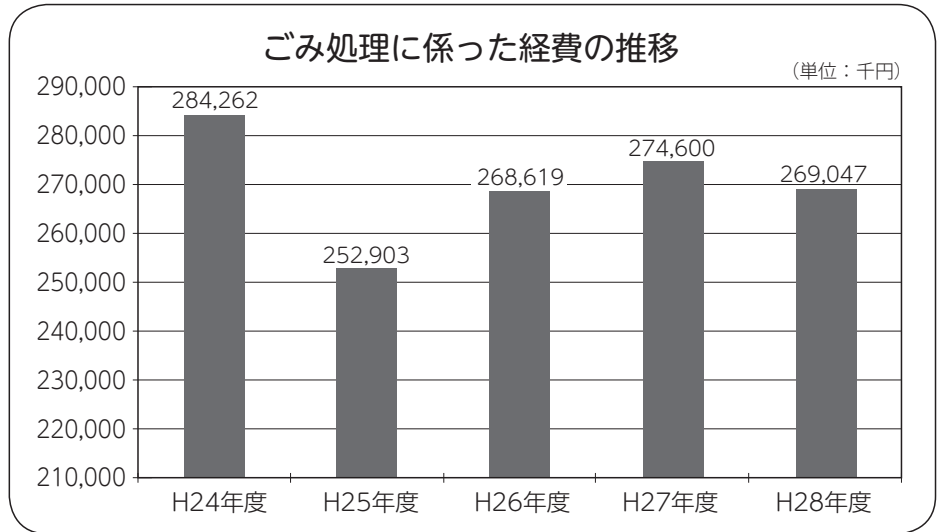
中学生 男子の部	一般の部	中学生 女子の部
優勝 七條 宙偉 上田 朝陽 ペア	優勝 吉田 拓矢 佐川 京哉 ペア	優勝 原 愛美 野田 彩愛 ペア

ごみ処理経費等について

平成28年度のごみ（一般廃棄物）処理経費等についてお知らせします。

平成28年度のごみ処理経費の総額は、269,047千円となっており、町の財政を圧迫しています。

この経費の内、中央広域環境施設組合への負担金が229,260千円となっており、この負担金を削減するためには、ごみ減量化と資源物の再資源化を推進していくことが重要です。町民の皆様並びに事業者の皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。



◇ごみ処理経費の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ごみ処理に係った経費	284,262千円	252,903千円	268,619千円	274,600千円	269,047千円
一般会計に占める割合	6.8%	5.8%	5.8%	5.3%	5.7%

※平成24年度は、美化センター（旧ごみ処理施設）の解体に伴う経費（41,193千円）が含まれています。

※数値は、一般廃棄物処理実態調査結果より。

◇ごみ処理経費内訳

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
組合負担金	245,147千円	213,146千円	227,462千円	230,126千円	229,260千円
人件費・処理費	29,346千円	29,523千円	30,191千円	30,819千円	30,447千円
委託費	3,349千円	3,300千円	3,287千円	3,449千円	3,284千円
その他	6,420千円	6,934千円	7,679千円	10,206千円	6,056千円

※人件費は、ごみ処理に係る一般職の人件費と収集運搬に係る人件費。

※処理費は、収集運搬費に係る人件費以外の経費。

※委託費は、中間処理費（リサイクル）及び最終処分費等。

※その他は、指定ごみ袋製作費、ごみステーション整備費、リサイクルセンター管理費、車輛購入費等。



◇ごみ処理コスト

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1kg当たりの処理経費	72円	64円	70円	73円	70円
1人当たりの処理経費	22,215円	19,972円	21,459円	22,176円	21,727円

※1kg当たりの処理経費は、ごみ処理に係った経費÷(家庭系ごみ量+事業系ごみ量)

※家庭系ごみ量は、各ご家庭から排出された可燃ごみ・不燃ごみ・資源物・大型ごみの量。

※事業系ごみ量は、事業所から排出された可燃ごみの量。

事業系可燃ごみは、ごみステーションには出せません。

※1人当たりの処理経費は、ごみ処理に係った経費÷当該年度の年度末住基人口

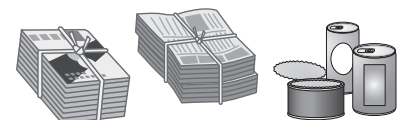


◇ごみ処理に係る収入

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
資源物売り渡し収入	2,954千円	4,102千円	3,599千円	3,820千円	3,833千円
諸収入	11,798千円	11,652千円	10,993千円	11,347千円	11,905千円

※資源物売り渡し品目は、古紙類・ペットボトル・布類・缶類・鉄類等です。

※諸収入とは、指定ごみ袋販売代金及び大型ごみシール交付手数料です。



町営住宅入居者募集

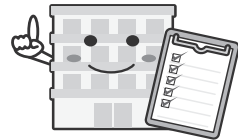
1 募集団地

- 神宅団地 5戸
- 横関団地 2戸
- 八坂団地 3戸

2 入居者資格

(上板町営住宅管理条例
第八条に該当する者)

- ① 通算して三年以上、町内に住所を有すること。
- ② 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- ③ 一定の収入があり、町税等の滞納がないこと。
- ④ 現に住宅に困窮していることが明らかであること。



3 申込み方法

町営住宅入居申込書に必要書類を添えて、役場環境保全課に提出してください。(申込書は役場環境保全課窓口にあります。)

4 募集期間

平成二十九年
十二月一日(金)～十二月十五日(金)
※土日祝祭日除く
午前八時三十分から午後五時まで
※随時受付

5 入居の選考

上板町営住宅管理条例に基づき入居資格等の審査で入居者を決定する。

6 入居時期

入居決定日から約二ヶ月後の予定

お問い合わせ先

上板町役場 環境保全課
TEL 694-168-113

12月は不法投棄防止強化月間です

町内の道路沿いや空き地に、空き缶やペットボトル、ビニール袋などが捨てられているのを見たことはありませんか。また、人目に付かない山間部や河川に家具や家電製品などが捨てられているのを見たことはありませんか。

このように、要らなくなったものを自分勝手にどこへでも捨ててしまうことを「ポイ捨て」「不法投棄」といいます。

「ポイ捨て」「不法投棄」は法律や町の条例でも禁止されており、決して許されない行為です。

ボランティアの方々がいくらきれいにゴミを撤去しても、ゴミが捨てられるという残念な状況も見られます。

私たち一人ひとりのマナーと協力で「ポイ捨て」「不法投棄」をなくし、私たちの大切な生活環境を守りましょう。

ポイ捨て・不法投棄は犯罪です!

廃棄物の処理及び清掃に関する法律で「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と定められており、上板町環境美化の推進に関する条例でも「何人も公共の場所等及び他人が占有する場所にごみをみだりに捨ててはならない。」と定められています。法律に違反すると五年以下の懲役若しくは一千万以下の罰金、またはその両方が科せられる場合があります。また、町の条例にも罰則規定が定められており、「ポイ捨て」「不法投棄」は非常に厳しい罰則の対象になります。

不法投棄を見つけたら情報を!

- まず、警察へ通報を・・・
- また、不法投棄かなと思ったら、分かる範囲で結構ですので、次のような点に注意してご連絡ください。
- ① 発見した日時及び場所
 - ② どのような人がいましたか
 - ③ どのようなゴミが捨てられましたか
 - ④ 車に書いてある会社名や車輛のナンバーは分かりますか。



生ごみ処理機等でごみの減量化に取り組みませんか

町では、生ごみの減量化及び資源化を推進するため、家庭用生ごみ処理機等の購入に補助金制度を設けておりますのでご利用ください。手続き方法等詳しいことは、町HPをご覧ください。どうか環境保全課へお問い合わせください。



補助金額

補助対象経費は処理機等本体の購入価格です。運搬費や設置費等は補助対象外です。

①電気式生ごみ処理機器 (例：乾燥式・パイオ式)

購入価格の2分の1以内の額で、25,000円を限度。

【補助数 10月31日現在 残り10台】

②生ごみ処理容器 (例：コンポスト・EM菌等使用容器)

購入価格の2分の1以内の額で、3,000円を限度。

【補助数 10月31日現在 残り6台】

※補助金の交付は1世帯につき1回限りで、電気式生ごみ処理機器又は生ごみ処理容器のどちらか1台となります。

※先着順に受け付け、補助数に達し次第、締め切りとなります。

手続き方法などお問い合わせ先 ▶ 上板町役場 環境保全課 TEL 694-6813

ウォーキングコースを歩いてみませんか？



技の館を起点に、気持ちの良いウォーキングを楽しめる「台山みはらしコース」のウォーキングを行います。日時は十二月二十日(水)午前九時に技の館を出発し、景色を楽しみながら2時間程度を予定しています。交通ルール・ウォーキングマナーを守り、健康な状態で参加できる人ならどなたでも参加できます。但し、小学生以下の方は保護者の同伴をお願いいたします。参加費は無料ですが、当日保険料として一〇〇円をいただきますのでご了承ください。また、持ち物として、水筒・帽子・雨具・健康保険証をご持参ください。なお、雨天決行となりますが、上板町に警報が出ている場合は中止とさせていただきます。事前申込は不要です。当日八時四十五分までに技の館正面入り口にお集まりください。季節ごとに違った風景を楽しむことができるコースですので、是非ご参加ください。

主催 上板町歩こう会 後援 上板町観光物産協会

上板町消費生活相談窓口からのお知らせ

架空請求はがきに ご注意ください！



「民事訴訟管理センター」「消費者トラブル総合センター」「国民訴訟通達センター」などを名乗る団体からはがきが届き、金銭を要求されるといった事例が徳島県内でも多数確認されています。

手口としてははがき等で消費者に過去に利用した業者への料金未払いがあると思わせ、それに關して「裁判所に訴状が提出された」「財産の差押え執行を要求する」などと脅して不安にさせたうえで、訴訟の取り下げ等について電話連絡を求めるところです。

心当たりのない請求等に関して絶対に相手に連絡しないでください。

また、相手の要求どおりに支払う必要はありません。

不安を感じたり対処に困った場合は左記相談窓口までご相談ください。

なお、このような不審なはがき等が届いた場合、最新の手法を把握し被害防止の啓発に役立てる意味でもお気軽にご相談ください。ご協力のほどよろしくお願い致します。



◆消費生活に関するご相談は

上板町消費生活相談窓口へ

秘密厳守・相談無料 Ⅷ六九四一六八一六

相談受付 平日九時～十六時三十分

(土・日・祝・年末年始を除く)

募集種目	資格	受付期間	試験日	その他
自衛官候補生	男子 女子 18歳以上27歳未満	年間を通じて行っております。	受付時にお知らせします。	1 試験会場：海上自衛隊徳島教育航空基地 2 試験科目：筆記試験、作文、口述試験、適性検査及び身体検査 詳しい内容については、下記のお問合せ先までご連絡下さい。
高等工科学校生徒	一般 男子で中卒(見込み)17歳未満の者	平成29年11月1日 平成30年1月9日	一次：平成30年1月20日 二次：平成30年2月1～4日	1 試験会場(1次試験)：海上自衛隊徳島教育航空基地 2 試験科目：(1次)筆記試験、作文 (2次)口述試験(個別面接、身体検査) 詳しい内容については、下記のお問合せ先までご連絡下さい。
貸費学生(技術)	大学の理学部、工学部の3・4年次又は大学院(専門職大学院を除く)修士課程在学(正規の修業年限を終わる年の4月1日現在で26歳未満(大学院修士課程在学者は28歳未満))	平成29年11月1日 平成30年1月9日	平成30年1月27日	1 試験会場：海上自衛隊徳島教育航空基地 2 試験科目：筆記試験、小論文、口述試験及び身体検査 詳しい内容については、下記のお問合せ先までご連絡下さい。
予備自衛官補	一般 18歳以上34歳未満 技能 18歳以上53歳～55歳(技術区分による)で国家免許資格等を有する者 衛生、語学、整備、情報処理、通信、電気、建設、放射線管理、法務 国家免許資格等の詳細については、下記のお問合せ先までご連絡下さい。	平成30年1月上旬 平成30年4月上旬	平成30年4月中旬 平成30年4月中旬	試験会場：海上自衛隊徳島教育航空基地 詳細については、下記のお問合せ先までご連絡下さい。 試験会場：香川県善通寺市(普通寺駐屯地) 詳細については、下記のお問合せ先までご連絡下さい。

自衛官(学生)受付案内

お問い合わせ先

自衛隊徳島地方協力本部鳴門地域事務所 (TEL 088-685-5306) 住所：鳴門市撫養町立岩字七枚57
自衛官募集ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsd/f/jieikanbosyu/>

お願い

献血



日時 平成29年12月14日 **木**

場所 上板町役場 9:30~13:30

お願い

- 【種類】 400mL献血
- 【体重】 50kg以上
- 【年齢】 男:17~69歳
女:18~69歳
- 【睡眠】 4時間以上
- 【食事】 空腹ではできません

次に該当する方は、ご遠慮願います



- ・過去に輸血を受けた方
- ・3日以内に出血を伴う歯科治療（抜歯、歯石除去など）を受けた方
- ・エイズ検査が目的の方
- ・海外より帰国（入国）後4週間以内の方
イギリスに昭和55年~平成8年の間に31日以上滞在された方
- ・1週間以内に37度以上の発熱があった方

●献血するにはどんな決まりがあるの？

体重



50kg以上

年齢

男性:17~69歳



女性:18~69歳



※65歳以上の方は60~64歳の間に経験のある方に限ります。

睡眠



4時間以上

※初回者は5時間以上

食事



あっさりしたものを
しっかりお取り
ください

お薬



飲んでいても
献血できる薬が
増えました

次のお薬については、献血当日に服用されている場合でも、原則として献血にご協力いただけます。ただし、ご本人の体調、服薬目的、症状などを考慮して、検診医が最終的な判断を行います。

高血圧
の薬

アレルギー
の薬

高脂血症
の薬

※一部の薬を除く

※一部の薬を除く

痛風
の薬

糖尿病
の薬

サプリメント
漢方

※予防目的なら前日
までの服用で可能

●どんなメリットがあるの？

無料で検査通知をお届けいたします。

●15項目の血液検査

- ・肝機能
- ・コレステロール
- ・糖尿病関連 など

健康チェックに
定期的な献血を!

●感染症検査

- ・B型、C型肝炎ウイルス
- ・梅毒
- ・白血病関連ウイルス など



●できないこともあるの？

3日以内の
出血を伴う
歯科治療



4週間以内に
海外からの
帰国・入国



6ヵ月以内に
新たな異性や
同性との
性的接触



エイズ検査が目的の方
※エイズウイルス(HIV)検査に
ついては、通知していません。



輸血(自己血を除く)や
臓器移植を受けた方



冬は特にご注意ください!

ノロウイルスによる食中毒

ノロウイルスによる感染性胃腸炎や食中毒は、一年を通して発生していますが、特に冬季に多く、例年十一月ごろから増加し、十二月をピークとして、三月まで多く発生しています。

どうやって感染するの？

ノロウイルスの感染経路は大きく分けて二つあります。

① 食品からの感染（食中毒）

- ・ ウイルスの蓄積した、加熱不十分な二枚貝などを食べた場合
- ・ 感染した人が調理をして食品を汚染し、その食品を食べた場合

② ヒトからの感染（感染症）

- ・ 感染している人のふん便やおう吐物から感染した場合
- ・ 家庭や施設内等で飛まつ等により感染した場合

ノロウイルスに感染するとどんな症状がでるの？

潜伏期間（感染から発症までの期間）は二四〜四八時間で、主症状は吐き気、おう吐、下痢、腹痛であり、発熱は軽度（三七〜三八℃）です。通常、これらの症状が一〜二日続いた後、治癒した後遺症もありません。しかし、症状がなくなっても、ふん便中には二〜四週間ほどウイルスが排出されるので注意が必要です。

また、感染しても発症しない場合や軽い風邪のような症状の場合もあります。

一方、子どもやお年寄りなどは重症化したり、吐物を誤って気道に詰まらせて死亡することがあります。

発症した場合の治療法は？

ノロウイルスについてはワクチンがなく、对症

療法に限られます。特に、体力の弱い乳幼児や高齢者は、脱水症状を起したり体力を消耗したりしないように、水分と栄養の補給を充分に行いましょう。脱水症状がひどい場合は医療機関で輸液を行うなどの治療が必要となります。

また、下痢止め薬は病気の回復を遅らせることがあるので使用しないことが望ましいです。

どうやって予防するの？

① 食品からの感染を防ぐために

- ・ カキ等の二枚貝は、中心部までしっかりと火を通して（中心温度が八五℃〜九〇℃で九〇秒以上の加熱）食べましょう。

② 人からの感染を防ぐために

- ・ 二枚貝の調理に使った食器類の洗浄消毒を徹底しましょう。
- ・ 手洗いを徹底しましょう。特に調理する人はしっかりと手を洗いましょう。
- ・ 感染者のおう吐物やふん便は正しく処理を行い、感染の広がりを防ぎましょう。マスクや手袋等を着用し、処理後は手洗いを忘れないようにしましょう。
- ・ ノロウイルスには塩素消毒が有効です。

■お問い合わせ先
上板町役場 福祉保健課 TEL 六九四一六八一〇

正しい手洗いでウイルスや菌を取り除きましょう

できていますか？ 衛生的な手洗い

- 1 流水で手を洗う
- 2 洗浄剤を手に取る
- 3 手のひら、指の腹面を洗う
- 4 手の甲、指の背を洗う
- 5 指の間(側面)、股(付け根)を洗う
- 6 親指と親指の付け根のふくらんだ部分を洗う
- 7 指先を洗う
- 8 手首を洗う(内側・側面・外側)
- 9 洗浄剤を十分な流水でよく洗い流す
- 10 手をふき乾燥させる
- 11 アルコールによる消毒

2度洗いが効果的です!
2〜9までの手順をくり返し2度洗いで菌やウイルスを洗い流しましょう。

※アルコールは、ノロウイルスの不活化にはあまり効果がないといわれています。

©公益社団法人日本食品衛生協会

保健師からのお知らせです



1. 「特定健康診査」受診者募集について

実施日	健診項目	対象者	健診内容	自己負担金
平成30年1月23日(火)	特定健康診査 (受診券が必要)	40歳以上	身体測定、血液検査、 尿検査、医師の診察	1,000円

- 実施時間 8時30分～10時
- 受付場所 上板町農村環境改善センター 1階玄関

申し込み 受診を希望する方は1月10日までにお申し込みください。

申し込み先 上板町役場 福祉保健課・保健師まで 電話(694-6810)にて申し込みください。

2. 「頸部超音波検査」受診者募集について

実施日	項目	対象者	内容	自己負担金
平成30年1月23日(火)	頸部超音波検査	20歳以上	頸部超音波検査	3,240円

- 実施時間 13時30分～16時30分(時間予約制)
- 受付場所 上板町農村環境改善センター 1階農事研修室

申し込み 12月18日(月)から先着順に受付し、募集人数(36人)に達し次第締め切ります。

申し込み先 上板町役場 福祉保健課・保健師まで 電話(694-6810)にて申し込みください。
*申し込まれた方には問診票を送付します。

3. 乳がん・子宮頸がん検診について

乳がん・子宮頸がん検診は2年に1回の受診間隔で受けることができます。

受診を希望する方は上板町役場 福祉保健課・保健師まで 電話(694-6810)にて申し込みください。

検診名	対象者	自己負担金	検診方法
乳がん検診	40歳以上	1,500円	個別検診
子宮頸がん健診	20歳以上	1,200円	個別検診



4. インフルエンザ予防について

インフルエンザは、例年春先まで流行が心配されますので、感染予防に努めて下さい。

- 予防接種を受けましょう。
- 流行が心配される期間は、なるべく人混みを避けましょう。
- 外出した後はこまめに手を洗いましょう。
- 咳・くしゃみ等の症状があるときは、他の人にうつさないためにきちんとマスクを着用して下さい。
とっさに出そうなときは、顔をそらしてティッシュ等で口と鼻をおおいます。
- 空気の乾燥でウイルスに感染しやすくなるので、50～60%の湿度を保ちましょう。
- 十分な休養とバランスの良い栄養をとり、健康管理をしましょう。
- インフルエンザにかかったかなと思ったら、マスクを着用して医療機関を受診して下さい。
- インフルエンザが治っても、熱が下がってから2日程度は、ウイルスが残っていますので、周りに広げないために出来るだけ外出は避けましょう。



5. インフルエンザ予防接種を受けましょう

高齢者個人の発病および重症化を防ぐために、季節性インフルエンザの予防接種を下記のとおり行います。接種を希望する方は、⑥の接種医療機関へ直接申し込んで下さい。

① 対象者

1. 上板町に在住している65歳以上の者。(昭和27年11月・12月及び昭和28年1月生まれの方は、満65歳に到達した日から接種対象になります。)
2. 60歳から65歳未満の者であって、心臓、じん臓、若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの。
3. 1または2に該当し、自分で接種の意思確認ができて予診票に自分で署名できる者。(自署できない方は、代筆者が署名し、代筆者の氏名、住所、電話番号、被接種者との続柄を記載すること。)

② 実施期間 平成29年11月1日から平成30年1月15日(医院の診療時間) (この期間以外にうけた方は、定期予防接種の該当にはなりません。)

③ 接種回数 1回

④ 持ってくるもの 健康保険証または後期高齢者医療被保険者証(住所と年齢確認のため)

⑤ 費用 自己負担額は、1,600円です。

なお、65歳以上の生活保護受給者の方は無料になりますので、⑥の接種医療機関に申し出て下さい。

⑥ 接種医療機関(あいうえお順)

井内内科	井内廣重医師	694-5353	(東)野田医院	野田五朗医師	694-2008
井関クリニック	井関俊彦医師	637-6066	(西)野田医院	野田泰弘医師	694-2009
友成医院	友成信二医師	694-5515			

今年度より広域化(上板町以外の契約医療機関においても接種できる体制)が開始します。
町外の契約医療機関での接種を希望される方は、上板町役場 福祉保健課までお問い合わせください。

※⑥の医療機関以外で接種を希望される方には、予診票等を上板町役場 福祉保健課窓口または郵送にてお渡しいたします。

12月 保健行事予定表

I 健康相談・健康教育

月/日	時間	場所	内容	担当
12/5	10:00～11:30	農村環境改善センター	個別健康相談・健康教育	保健師・理学療法士
1/9	10:00～11:30	農村環境改善センター	個別健康相談	保健師

II がん検診 (40歳以上の方)

月/日	受付時間	場所	内容	料金
12/7	8:30～10:00	農村環境改善センター	胃がん検診 肺がん検診 喀痰検査 大腸がん検診 特定健康診査	胃がん 1,000円 肺がん 0円 喀痰検査 500円 大腸がん 500円 特定健康診査 1,000円

○がん検診・特定健康診査は事前に申し込みが必要です。

電話での申し込みもできます。

○申し込み先・お問い合わせ先

上板町役場 福祉保健課 TEL 694-6810

III 乳幼児健康診査

1. 乳児健康診査

月/日	受付時間	場所	内容	該当者
12/6	13:10～14:00	農村環境改善センター	問診、身体測定、診察、育児相談、栄養相談	平成29年 1月2月、 平成29年 7月8月生

2. 3歳児健康診査

月/日	受付時間	場所	内容	該当者
12/13	13:00～13:20	農村環境改善センター	問診、内科・歯科診察、身体測定、尿検査、発達・育児・歯科・栄養相談	平成26年 5月1日～ 平成26年 7月31日生

平成29年12月・平成30年1月分
(12/1～1/10まで)

在 宅 当 番 医

市外局番は(088)です。

■ 担当時間 ■ 平日 18:00～22:00 休日 9:00～22:00

12月	日	担当	診療科目	電話番号
1	金	川原	眼科	694-8388
2	土	健生	たじまクリニック	698-9629
3	日	野田	(泰) 医院	694-2009
4	月	浦田	病院	699-2921
5	火	芳川	病院	699-5355
6	水	井上	医院	699-8070
7	木	春藤	内科胃腸科	699-3777
8	金	谷口	耳鼻咽喉科クリニック	699-2787
9	土	こまつばら	整形外科	698-5108
10	日	野田	(五) 医院	694-2008
11	月	かまだ	眼科	678-8585
12	火	高田	整形外科病院	698-8689
13	水	三木	クリニック	698-5157
14	木	有住	内科クリニック	698-8655
15	金	堀口	整形外科	698-5111
16	土	ルナウイメンズ	クリニック	697-2322
17	日	友成	医院	694-5515
18	月	藤本	クリニック	698-0303
19	火	越智	内科胃腸科	698-3111
20	水	平野	内科	698-8060
21	木	山田	外科内科	698-5500

12月	日	担当	診療科目	電話番号
22	金	くぼ	小児科クリニック	678-7141
23	土	井関	クリニック	637-6066
24	日	増田	クリニック	693-3020
25	月	吉野	川病院	698-6111
26	火	片山	医院	698-2625
27	水	新居	内科	698-8808
28	木	田根	内科胃腸科	698-0123
29	金	きたじま	田岡病院	698-1234
30	土	きたじま	田岡病院	698-1234
31	日	きたじま	田岡病院	698-1234
1月	1	きたじま	田岡病院	698-1234
2	火	きたじま	田岡病院	698-1234
3	水	きたじま	田岡病院	698-1234
4	木	いのもと	眼科内科	698-8887
5	金	北島	こどもクリニック	697-2221
6	土	香川	内科	692-9770
7	日	近藤	内科医院	672-5630
8	月	浦田	病院	699-2921
9	火	つかさ	クリニック	697-2323
10	水	中村	耳鼻咽喉科クリニック	697-3213

担当時間以外
の深夜の救急

きたじま田岡病院 698-1234 全日対応ですが、要確認
 稲次整形外科病院 692-5757 水曜日、土曜日は受診前に要確認
 東徳島医療センター 672-1171 対応日は確認してください

※休日・夜間緊急病院は、変更している場合がありますので、必ず電話してから受診してください。

平成29年
10月

お誕生
おめでとう

- 七條 清原 慶太・友花
女子 衣純(いすみ)
- 七條 田中 貴章・知恵美
男子 蒼馬(そうま)
- 引野 本浄 隆大・敦子
女子 那奈(なな)
- 七條 鳥羽 資一郎・瑞穂
女子 柚風(ゆうな)
- 七條 川口 公一・美希
男子 維馬(ゆいま)
- 七條 岸本 晃資・優子
男子 一輝(かずき)

板野町文化の館図書館 12月カレンダー

12月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

■ の日は休館日です。
開館時間 午前10時～午後6時

上板町民の方も利用可能です。

● 十月は、延べ三九〇人に
一、九〇三冊ご利用頂きました。
■ お問い合わせ先
板野町文化の館図書館
TEL〇八八一六七二一五八八八

上板町防災行政無線 戸別受信機の更新について

上板町では、平成二十九年十月から防災行政無線、戸別受信機のデジタル化更新を開始しています。

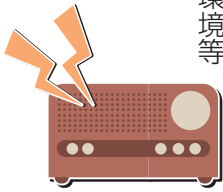
アナログ波放送の廃止に伴いデジタル波方式として新たに戸別受信機を更新していますが、デジタル波の特性上、アナログ機種（前回機種）と電波の受信環境に変化が生じます。

機種更新の際、前回機種と同じ場所に防災無線戸別受信機を配置できない可能性があり、また場合によっては屋外アンテナを設置する必要があります。

戸別受信機交換の際は、電気業者が各家庭を訪問し、電波環境等を調査した上で、戸別受信機の設置を行います。

ご不明な点は、役場企画防災課にお問い合わせください。

■ お問い合わせ先
上板町役場 企画防災課 TEL 六九四一六八二四



秋の火災予防 パレードについて

上板町消防団では平成二十九年十一月九日から十一月十五日までの火災予防週間にあわせまして、十一月九日に上板町消防団秋の火災予防パレードを実施しました。パレードには広報車を先頭に消防自動車七台により町内一円火災予防運動を実施しました。

また、十一月十五日に松島小学校、板野西部消防組合と協力し、松島小学校から上板町役場までを消防自動車二台及び松島小学校ファンファーレパレード並びに四・五・六年生と共に、火災予防パレードを実施しました。



十一月八日にさくら保育所でサッカー教室をしました。一般社団法人徳島県サッカー協会の方がボールを使ってできる体操や遊びを教えてくださいました。三歳児の子どもたちが参加し、楽しく運動することができました。

さくら保育所 サッカー教室

